

法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

法律第七十三号

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に、並びに第十一章の二の規定による記録」を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

(著作権法の一部改正)

第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において、インターネット資料)という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

総務大臣 佐藤 勉
文部科学大臣 塩谷 立
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

法律第七十四号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律

(商品取引所法の一部改正)

第一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項中「定款」の下に「又は業務規程」を、第五十五条第一項の下に「若しくは第五十六条第一項」を加え、同条第十項中「定款」の下に「又は業務規程」を加える。

第五十五条第一項中「定款」の下に「株式会社商品取引所にあつては、定款又は業務規程。以下この項及び第五十五条において同じ。」を加え、経過した」を「経過し、又は第十一条第四項若しくは第一百零二条第三項に規定する範囲変更期間が終了した」に改める。

第十一条第四項を次のように改める。

4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間(商品市場(第五十五条第三項第二号に規定する期限付商品市場を除く。)における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。))が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。)を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第四十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十九条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第六号中「上場商品指数」の下に、並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成物品等の売買等を業として行つている場合にあつてはその旨」を加える。

第八十条第三項中「定款」を「業務規程」に改める。

第八十一条第一項中「次に掲げる」を削り、同号イから八までを削り、同条第一項を削る。
第八十二条第一項中「ことに、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取引所の開設する当該商品市場」を削り、同項各号を削る。